

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	中心市街地において一定の優良な賃貸住宅（併用住宅も含む）を建設する場合の減価償却に係る特例措置			
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法第 14 条第 1 項）			
見 直 し の 内 容	<p>市町村が作成し、内閣総理大臣が認定した認定基本計画において定められた中心市街地において、市町村長による認定に基づいて中心市街地の活性化に資する優良な賃貸住宅（併用住宅を含む）を建設する場合の減価償却について、5 年間 3.6 割増（耐用年数 35 年以上の場合は 5 割増）とする特例措置を廃止する。</p> <table border="1" data-bbox="1015 842 1490 936"> <tr> <td data-bbox="1015 842 1222 936">増収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 842 1490 936">1 . 9 百万円</td> </tr> </table>		増収見込額 （平年度）	1 . 9 百万円
増収見込額 （平年度）	1 . 9 百万円			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年の創設から現在に至るまで適用実績がなく、今後も適用数の大幅な増加は見込まれない。したがって、現状では本特例措置について、政策実現に向けた手段としての「有効性」が高いとは言い難い。 また、中心市街地における優良な賃貸住宅の供給については、優良建築物等整備事業等の予算的な補助によっても支援を行っており、本特例措置について、補助金等の他の政策手段と比して「相当性」が高いとは言い難い。 			